

平成 25 年中におけるえせ同和行為実態 把握のためのアンケート調査結果概要

平成 26 年 3 月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

本調査結果概要の見方

- (1) 本調査結果概要の回答は、原則として回答事業所数を基数とした百分率（％）で示している。
- (2) 調査結果数値（％）は小数点第2位を四捨五入しているため、回答比率を合計しても100.0％にならない場合がある。
- (3) 本調査で用いた地域区分は、全国を8ブロックに分けて設置している法務局の管轄区域によるもので、それぞれの法務局の名称によって表示した。

札幌ブロック：北海道

仙台ブロック：宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県

東京ブロック：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県

名古屋ブロック：愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県

大阪ブロック：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県

広島ブロック：広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県

高松ブロック：香川県、徳島県、高知県、愛媛県

福岡ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県

1 調査の趣旨

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことで、国民に同和問題に関する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻む大きな原因となっている。

えせ同和行為の実態については、昭和 62 年以降、法務省人権擁護局が 9 回にわたりアンケート調査を実施することで把握に努めてきたが、10 回目のアンケート調査については、公益財団法人人権教育啓発推進センターが平成 25 年の 1 年間を調査対象期間として、本年 1 月に実施した。

2 調査の概要

本調査は、前回調査（平成 20 年を対象）と同様、「建設業」、「製造業」、「卸売業」、「小売業」、「銀行業」、「農業協同組合」、「信用金庫・信用組合」、「生命保険業」、「損害保険業」、「運輸通信業」、「サービス業」及び「マスコミ業」の 12 業種を対象に、30 人以上の従業員規模を有する全国事業所の中から、前回調査時の構成比率と現状の構成比率を勘案した業種別及び地域別の構成比率に基づき、9,000 事業所を等間隔抽出法により抽出した上で実施した。

アンケート調査は、往復郵送法で行い、4,398 事業所から回答があった。

3 調査結果の概要

(1) 被害の状況

今回の調査結果によると、回答のあった 4,398 事業所のうち、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所は 204 事業所、その要求総件数は 437 件であった。

被害率（要求を受けた事業所数を回答事業所数で除した比率）は 4.6%となっており、そのうち違法・不当な要求に応じた事業所は 29 事業所、応諾率（要求に対して、「全部」又は「一部」応じた事業所数を要求を受けた事業所数で除した比率）は 14.2%となっている。

前回調査（平成 20 年を対象）における被害率 16.1%、応諾率 12.3%と比較すると、被害率は 11.5 ポイント減少し、応諾率は 1.9 ポイントの増加となっている。

本調査結果は、全国の事業所の中の 4,398 の事業所からの回答に基づくものであることに鑑みると、えせ同和行為による被害は全国規模では相当数に上るものと考えられる。

(注) 被害とは、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた場合をいう。

応諾とは、違法・不当な要求に応じた場合をいう。

(2) 最近の傾向

前回と比較したえせ同和行為の動向としては、

- ① 被害率は前回と比べ減少している（今回 4.6%，前回 16.1%）。地域別の被害率は名古屋，福岡で大幅に減少し，業種別の被害率は建設業が最も高い。従業員規模別の被害率については，前は小規模事業所ほど高かったのに対し，今回は従業員 50 人未満の事業所を除く全ての従業員規模で 5%程度となっている。
- ② 応諾率は前回と比べ増加している（今回 14.2%，前回 12.3%）。業種別の応諾率をみると，銀行業，卸売業，農業協同組合，製造業において増加した。従業員規模別の応諾率は，「100～300 人未満」の事業所，「50～100 人未満」の事業所で高い。
- ③ 違法・不当な要求の中では，「機関紙・図書等物品購入の強要」が依然として多い（74.0%）。
- ④ 被害のあった事業所に対する官公署からの指示としては，適切な指導・助言とは言えない「無難に処理をするようにと言われた」が 0.9 ポイント減少したとはいえ 25.0%となっている。（ただし，当該の回答は 1 件である）

4 自由意見等について

今回の調査においても，回答者の多数から自由意見が寄せられた。「過去にはあったが，違法，不当な要求は減少傾向」といった意見の一方，「違法，不当な要求があった」や「電話で代表者（社長や役員）につなぐよう要求してくる」など，えせ同和行為への対応に苦慮していることが伺われる。一方，「広報・啓発活動を推進してほしい」や「えせ同和行為を根絶してほしい」といった今後の施策に関する意見もみられた。

5 社会運動等を標ぼうする者からの違法・不当な要求

今回の調査においても，えせ同和行為との関連が予想される社会運動等を標ぼうする者（えせ右翼，えせ政治団体）からの違法・不当な要求についての実情を把握するため，これらの者から違法・不当な要求を受けたことの有無についての質問を行ったところ，回答全事業所の 6.5%（前回 18.4%）においてそのような要求を受けたとしている。

6 今後の取組

今回の調査結果からも、依然としてえせ同和行為による被害が生じていることがうかがわれるため、本調査結果は、中央の「えせ同和行為対策中央連絡協議会」及び地方の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に報告するとともに、えせ同和行為を根絶するため、警察庁などの関係省庁や日本弁護士連合会などの機関と連携を取りながら、今後とも粘り強く啓発活動に努める必要がある。

調査結果の要約

1 調査の規模

前回調査同様 12 業種を対象に、30 人以上の従業員規模を有する全国の事業所の中から 9,000 事業所を抽出して、往復郵送法によりアンケート調査を実施したところ、4,398 事業所から回答があった。

調査対象事業所数及び回答率（第 1 回～第 10 回調査）

調査実施年月 区分	第10回 H26.1	第9回 H21.1	第8回 H16.1	第7回 H13.1	第6回 H10.1	第5回 H7.1	第4回 H4.1	第3回 H元.1	第2回 S63.1	第1回 S62.1
調査事業所数（A）	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000	5,652	5,759	5,906	5,906	5,918
回答事業所数（B）	4,398	3,001	2,295	3,257	3,735	3,967	4,087	4,097	4,342	4,583
回答率（%）（B/A）	48.9	50.0	38.3	54.3	62.3	70.2	71.0	69.4	73.5	77.4

（注）調査対象期間については、第 1 回調査は昭和 59 年から同 61 年までの 3 か年、第 2 回調査以降は全て調査実施年月の前年 1 か年である。

2 調査結果

（1）被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）は 4.6%、1 事業所当たりの要求件数は 2.1 件
被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）は、前回調査に比して 11.5 ポイント減少し、4.6% となっている。

また、1 事業所が違法・不当な要求を受けた平均件数は、前回調査より 0.3 件増加し、2.1 件となっている。

被害率及び 1 事業所当たりの要求件数（第 1 回～第 10 回調査）

区分	第10回	第9回	第8回	第7回	第6回	第5回	第4回	第3回	第2回	第1回
要求を受けた事業所数	204	482	542	700	739	744	802	715	939	1,398
被害率（%）（注 1）	4.6	16.1	23.6	21.5	19.8	18.8	19.6	17.5	21.6	30.5
要求の総件数	437	849	1,294	1,469	1,679	1,702	2,028	2,941	3,862	6,570
1 事業所当たりの 要求件数（注 2）	2.1	1.8	2.4	2.1	2.3	2.3	2.5	4.1	4.1	4.7

（注 1）「要求を受けた事業所数」を「回答事業所数」で除した比率

（注 2）「要求の総件数」を「要求を受けた事業所数」で除した値

(2) 全国的に被害率が減少

地域別の被害率は、広島ブロック（7.0%）及び福岡ブロック（7.0%）で最も高く、以下仙台ブロック（6.6%）、名古屋ブロック（5.5%）の順となっている。前回調査に比して名古屋ブロックは14.7ポイント、福岡ブロックは13.7ポイント減少している。

被 害 率（地域別）

(%)

ブロック	札 幌	仙 台	東 京	名 古 屋	大 阪	広 島	高 松	福 岡
第 10 回	3.2	6.6	3.3	5.5	3.8	7.0	4.9	7.0
第 9 回	14.7	11.4	14.3	20.2	15.3	17.2	13.8	20.7

(3) 建設業の被害率が最も高い

業種別の被害率は依然として建設業（9.7%）で最も高く、以下、小売業（4.3%）、卸売業（3.9%）、製造業（3.8%）、マスコミ業（3.4%）の順となっている。

前回調査に比して建設業は20.8ポイント、卸売業は17.4ポイント、運輸通信業は16.9ポイント減少している。

被 害 率（業種別）

(%)

区 分 業 種	第 10 回		第 9 回	
	順 位	被害率	順 位	被害率
建 設 業	1	9.7	1	30.5
小 売 業	2	4.3	8	9.3
卸 売 業	3	3.9	2	21.3
製 造 業	4	3.8	3	17.8
マ ス コ ミ 業	5	3.4	5	15.6
サ ー ビ ス 業	6	1.9	7	11.9
農 業 協 同 組 合	7	1.7	6	14.9
銀 行 業	8	1.0	10	2.6
信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合	9	-	9	7.0
生 命 保 険 業	9	-	12	1.8
損 害 保 険 業	9	-	11	2.5
運 輸 通 信 業	9	-	4	16.9

(4) 50人以上の従業員規模の事業所での被害率は5%程度

従業員規模別の被害率は、従業員50人未満の事業所を除く全ての従業員規模で5%程度となっている。前回調査結果に比して従業員50人未満の事業所は14.2ポイント、100～300人未満の事業所は11.5ポイント減少している。

被 害 率（従業員規模別）

(%)

区 分 従業員規模	第 10 回		第 9 回	
	順 位	被害率	順 位	被害率
50 人 未 満	6	3.1	1	17.3
50 ～ 100 人 未 満	5	5.0	3	15.8
100 ～ 300 人 未 満	2	5.5	2	17.0
300 ～ 500 人 未 満	1	5.7	5	9.9
500 ～ 1,000 人 未 満	4	5.3	6	6.1
1,000 人 以 上	3	5.4	4	10.3

(5) えせ同和行為の要求に対して 78.9%が拒否，応諾率は 14.2%

えせ同和行為の違法・不当な要求を受けた事業所は 204 事業所あり，このうち要求を拒否したものは 78.9% (161 事業所) で，前回調査に比して 1.3 ポイント増加した。

一方，応諾率（えせ同和行為を行う者からの要求に対して，一部又は全部応じたと回答した事業所の割合）は 14.2%であり，前回調査に比して 1.9 ポイントの増加となっている。

	拒否した	一部応じた	全部応じた
第 10 回	78.9 (161)	11.3 (23)	2.9 (6)
第 9 回	77.6 (374)	9.8 (47)	2.5 (12)

(注1) 要求に対し「一部又は全部応じたと回答した事業所数」を「要求を受けた事業所数」で除した比率

(注2) () 内は事業所数

要求に対する対応については，「現在，対応について検討中」及び「無回答」があるため，100%とならない。

(6) 応諾率の高い業種は銀行業

業種別の応諾率は，銀行業 (50.0%) で最も高く，前回調査に比して 50.0 ポイント増加している。一方で，前回 1 位を占めたマスコミ業は 19.0 ポイント減少し，前回 2 位を占めた製造業は 4.9 ポイント増加した。

業 種	区 分	第 10 回		第 9 回	
		順 位	応 諾 率	順 位	応 諾 率
銀 行 業		1	50.0	9	-
卸 売 業		2	33.4	7	9.1
農 業 協 同 組 合		3	33.3	4	13.6
製 造 業		4	20.0	2	15.1
建 設 業		5	11.7	3	15.0
サ ー ビ ス 業		6	7.7	5	11.8
小 売 業		7	7.1	8	7.7
信用金庫・信用組合		8	-	9	-
生命保険業		8	-	9	-
損害保険業		8	-	9	-
運輸通信業		8	-	6	11.5
マ ス コ ミ 業		8	-	1	19.0

(注) 「-」は回答した事業所がないことを意味する。

(7) 50～100人未満, 100～300人未満の規模の事業所で応諾率が高い

従業員規模別の応諾率は、「100～300人未満」の事業所で17.2%、「50～100人未満」の事業所で16.2%となっており、「50人未満」の事業所のみ前回調査と比して7.7ポイント減少している。

従業員規模	区 分	第 10 回		第 9 回	
		順 位	応 諾 率	順 位	応 諾 率
50 人 未 満		5	7.9	1	15.6
50 ～ 100 人 未 満		2	16.2	2	14.0
100 ～ 300 人 未 満		1	17.2	3	10.0
300 ～ 500 人 未 満		3	14.2	4	9.1
500 ～ 1,000 人 未 満		4	12.5	5	-
1,000 人 以 上		6	-	5	-

(8) 違法・不当な要求は、依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も割合が高い

違法・不当な要求としては、依然として「機関紙・図書等物品購入の強要」(74.0%)が最も割合が高い。また、「講演会・研修会への参加強要」は10.0ポイント増加し、「寄附金、賛助金の強要」は3.3ポイント減少した。

要求の種類	区 分	第 10 回		第 9 回	
		順 位	割 合	順 位	割 合
機関紙・図書等物品購入の強要		1	74.0	1	73.0
寄附金、賛助金の強要		2	12.3	2	15.6
講演会・研修会への参加強要		2	12.3	8	2.3
下請への参加強要		4	10.3	3	5.8
機関紙等への広告掲載の強要		5	4.4	4	4.6
名簿の購入の強要		5	4.4	6	2.7
物品の寄附強要		7	2.5	5	3.5
契約締結の強要		8	1.5	10	0.8
融資の強要		9	1.0	9	1.0
債務の免除・猶予の強要		9	1.0	12	0.6
示談金の要求		11	0.5	6	2.7
職員への採用強要		11	0.5	13	0.2
口座開設の強要		13	-	15	-
着手金の強要		13	-	13	0.2
謝罪文の強要		13	-	10	0.8
その他・無回答		-	10.8	-	14.9

(注) 複数回答

(9) 違法・不当な要求として最も多い「機関紙・図書等物品購入の強要」の応諾率は13.0%

違法・不当な要求の最も多い項目である「機関紙・図書等物品購入の強要」の応諾率は13.0%で、前回調査に比して0.5ポイント増加した。

なお、応諾率が高いものから並べた結果は下表のとおりである。

応諾率（要求の種類別）

(%)

区分 応諾の種類	第10回		第9回	
	順位	応諾率	順位	応諾率
契約締結の強要	1	50.0	1	50.0
寄附金、賛助金の強要	2	38.5	7	6.1
機関紙等への広告掲載の強要	3	25.0	8	-
物品の寄附強要	4	20.0	3	44.4
名簿の購入の強要	5	16.7	8	-
機関紙・図書等物品購入の強要	6	13.0	5	12.5
下請への参加強要	7	8.3	6	10.5
示談金の要求	8	-	8	-
融資の強要	8	-	8	-
口座開設の強要	8	-	8	-
着手金の強要	8	-	8	-
債務の免除・猶予の強要	8	-	1	50.0
講演会・研修会への参加強要	8	-	4	16.7
謝罪文の強要	8	-	8	-
職員への採用強要	8	-	8	-

(10) 要求の手口は、依然として「執ように電話をかけてくる」が最も割合が高い

要求の手口は、前回同様「執ように電話をかけてくる」(55.4%)が最も割合が高く、前回調査に比して4.8ポイント増加した。「同和問題を知っているかと言って脅す」(40.7%)は前回調査に比して8.1ポイント減少した。また、「大声で威嚇する」(17.6%)も前回調査に比して5.2ポイント減少したが、上位3位の要求の手口に変化はみられない。

要求の手口

(%)

区分 要求の種類	第10回		第9回	
	順位	割合	順位	割合
執ように電話をかけてくる	1	55.4	1	50.6
同和問題を知っているかと言って脅す	2	40.7	2	48.8
大声で威嚇する	3	17.6	3	22.8
責任者に会わせろと言って脅す	4	13.2	4	11.8
事務所に多数で押し掛けると言って脅す	5	8.3	5	10.8
政治家との関係をほのめかす	6	2.9	6	8.5
糾弾するぞと言って脅す	7	2.0	8	3.7
社長等の自宅に押し掛けると言って脅す	7	2.0	8	3.7
官公署を使って圧力をかけると言って脅す	7	2.0	7	5.6
危害を加えると言って脅す	10	1.5	12	1.7
事務所に多数で押し掛ける	11	1.0	13	1.5
店外で拡声器を使って騒ぐと言って脅す	11	1.0	10	2.7
店外で拡声器を使って騒ぐ	13	0.5	15	0.2
マスコミに訴えると言って脅す	13	0.5	11	2.3
社長等の自宅に押し掛ける	15	-	14	0.4
店内で他の客の迷惑となる行為をする	15	-	17	-
事業所又は従業員の秘事を暴露すると脅す	15	-	15	0.2
その他・無回答	-	20.6	-	16.6

(注) 複数回答

(11) 要求の口実は、依然として「同和問題の知識（認識，研修）の不足」が最も割合が高い

要求の口実は、前回同様「同和問題の知識（認識，研修）の不足」（39.2%）が最も割合が高く、次いで、「単なる言いがかり，無理難題」（26.0%），「一方的に差別であると決めつける」（9.3%）の順となっており，上位3位の要求の口実に変化はみられない。

要求の口実

(%)

区分 要求の口実	第 10 回		第 9 回	
	順位	割合	順位	割合
同和問題の知識（認識，研修）の不足	1	39.2	1	40.7
単なる言いがかり，無理難題	2	26.0	2	23.9
一方的に差別であると決めつける	3	9.3	3	13.9
無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム	4	5.4	5	3.7
工事に対する苦情	5	2.9	5	3.7
社員の不適切な言動	6	2.5	4	4.4
事務上のミス	7	2.0	8	1.0
交通事故の責任	8	-	9	0.8
商品に対する苦情	8	-	7	1.2
その他・無回答	-	28.4	-	30.1

(注) 複数回答

(12) 官公署からの指示のうち「無難に処理をするようにと言われた」が最も割合が高い

官公署を使い圧力をかけると言って脅された事業所は，前回調査に比して3.6ポイント減少して2.0%となっている（(10) 参照。）が，これらの事業所のうち，官公署から何か具体的な指示があったかの間に対して，「指示があった」とする事業所は25.0%，「指示はなかった」とする事業所は75.0%であった。

事業所に対する官公署からの指示はどのようなものであったかという間に対しては，適切な指導・助言とは言えない「無難に処理をするようにと言われた」が0.9ポイント減少したとはいえ25.0%となっている。（ただし，当該の回答は1件である）

官公署からの指示

(%)

区分 指示内容	第 10 回		第 9 回	
	順位	構成比	順位	構成比
無難に処理をするようにと言われた	1	25.0	2	25.9
き然とした態度で断るよう指示された	2	-	1	29.6
断りやすいように援助してくれた	2	-	3	7.4
官公署に迷惑をかけるなと言われた	2	-	4	-
その他・無回答	-	-	-	7.4
官公署からの指示はなかった	-	75.0	-	25.9
無回答	-	-	-	3.7

(13) 要求を受けた期間は、1日限り（44.1%）が最も割合が高い

要求を受けた期間は、「1日限り」（44.1%）が最も割合が高く、次いで「2日～1週間未満」が26.0%となっており、要求の期間は比較的短期間であることがうかがえる。一方、1か月以上の長期にわたり要求を受けているものも依然として約1割みられる。

要求を受けた期間

(%)

区分 要求期間	第10回		第9回	
	順位	構成比	順位	構成比
1日限り	1	44.1	1	49.6
2日～1週間未満	2	26.0	2	18.9
1週間～1か月未満	3	14.7	3	13.1
1か月～6か月未満	4	5.9	4	7.5
6か月～1年未満	6	0.5	5	1.9
1年以上	5	3.4	6	1.7
無回答	-	5.4	-	7.5

(14) 要求1件当たりの被害金額は、1万円～10万円未満が9.8%

要求1件当たりの被害金額は、依然として「1万円～10万円未満」（9.8%）が最も割合が高いが、前回調査に比して1.6ポイント減少した。

被害金額

(%)

区分 被害金額	第10回		第9回	
	順位	構成比	順位	構成比
1万円未満	4	-	3	1.2
1万円～10万円未満	1	9.8	1	11.4
10万円～100万円未満	3	2.0	2	1.5
100万円～1,000万円未満	4	-	5	0.4
1,000万円以上	4	-	6	-
金額に換算できない 支払わなかった	2	2.9	4	0.6
無回答	-	68.1	-	69.7
	-	17.2	-	15.1

(15) 社会運動等を標ぼうする者（えせ右翼，えせ政治団体等）による被害率は1割未満

同和を名乗る団体以外の社会運動等を標ぼうする者から違法・不当な要求を受けたことがある事業所の割合は6.5%であり，前回調査と比して11.9ポイント減少した。

社会運動等を標ぼうする者からの要求 (%)

	第 10 回	第 9 回
被 害 率	6.5	18.4

(16) 自由意見（抄）

- 過去にはあったが，違法，不当な要求は減少傾向。
- 広報・啓発活動を推進してほしい。
- 定期的に研修・社員教育を実施している。対応マニュアルがある。
- 本調査の同封物（「えせ同和行為対応の手引」）が参考になった。
- えせ同和行為を根絶してほしい。
- えせ同和行為以外の勧誘電話，違法，不当な要求が多い。

参 考

統計表

付表1

回答率、被害率等（業種別）

	A	B	B/A	C	C/B	D	D/C
建設業	2,382 (1,422)	1,231 (698)	51.7 (49.1)	120 (213)	9.7 (30.5)	321 (438)	2.7 (2.1)
製造業	1,563 (876)	916 (483)	58.6 (55.1)	35 (86)	3.8 (17.8)	48 (139)	1.4 (1.6)
卸売業	924 (450)	305 (155)	33.0 (34.4)	12 (33)	3.9 (21.3)	14 (44)	1.2 (1.3)
小売業	924 (450)	324 (140)	35.1 (31.1)	14 (13)	4.3 (9.3)	27 (20)	1.9 (1.5)
銀行業	295 (372)	198 (234)	67.1 (62.9)	2 (6)	1.0 (2.6)	3 (6)	1.5 (1.0)
農業協同組合	327 (264)	172 (148)	52.6 (56.1)	3 (22)	1.7 (14.9)	2 (29)	0.7 (1.3)
信用金庫・信用組合	288 (366)	187 (215)	64.9 (58.7)	- (15)	- (7.0)	- (21)	- (1.4)
生命保険業	144 (258)	59 (110)	41.0 (42.6)	- (2)	- (1.8)	- (2)	- (1.0)
損害保険業	123 (360)	66 (204)	53.7 (56.7)	- (5)	- (2.5)	- (7)	- (1.4)
運輸通信業	888 (426)	57 (154)	6.4 (36.2)	- (26)	- (16.9)	- (39)	- (1.5)
サービス業	798 (366)	693 (285)	86.8 (77.9)	13 (34)	1.9 (11.9)	15 (71)	1.2 (2.1)
マスコミ業	344 (390)	146 (135)	42.4 (34.6)	5 (21)	3.4 (15.6)	7 (30)	1.4 (1.4)
無回答		44 (40)	- (-)	- (6)	- (15.0)	- (3)	- (0.5)
全体	9,000 (6,000)	4,398 (3,001)	48.9 (50.0)	204 (482)	4.6 (16.1)	437 (849)	2.1 (1.8)

(注) () 書きは、前回の調査の数字である。

付表2

回答率、被害率等（地域別）

	A	B	B/A	C	C/B	D	D/C
札幌ブロック	493 (303)	250 (163)	50.7 (53.8)	8 (24)	3.2 (14.7)	16 (37)	2.0 (1.5)
仙台ブロック	754 (486)	365 (264)	48.4 (54.3)	24 (30)	6.6 (11.4)	40 (80)	1.7 (2.7)
東京ブロック	3,520 (2,437)	1,600 (1,133)	45.5 (46.5)	52 (162)	3.3 (14.3)	174 (278)	3.3 (1.7)
名古屋ブロック	995 (713)	524 (371)	52.7 (52.0)	29 (75)	5.5 (20.2)	50 (108)	1.7 (1.4)
大阪ブロック	1,283 (876)	625 (412)	48.7 (47.0)	24 (63)	3.8 (15.3)	46 (129)	1.9 (2.0)
広島ブロック	589 (356)	301 (186)	51.1 (52.2)	21 (32)	7.0 (17.2)	40 (51)	1.9 (1.6)
高松ブロック	314 (187)	162 (94)	51.6 (50.3)	8 (13)	4.9 (13.8)	8 (45)	1.0 (3.5)
福岡ブロック	1,052 (642)	532 (319)	50.6 (49.7)	37 (66)	7.0 (20.7)	62 (99)	1.7 (1.5)
無回答		39 (59)	- (-)	1 (17)	2.6 (28.8)	1 (22)	1.0 (1.3)
全体	9,000 (6,000)	4,398 (3,001)	48.9 (50.0)	204 (482)	4.6 (16.1)	437 (849)	2.1 (1.8)

(注) 1 地域区分は、全国を8ブロックに分けて設置されている法務局の管轄区域により表示した。
2 () 書きは、前回の調査の数字である。

要求の種類（業種別）（複数回答）

	(上段:件数 下段:構成比)															
	示談金の要求	融資の強要	寄附金、賛助金の強要	口座開設の強要	着手金の強要	物品の寄附強要	債務の免除・猶予の強要	契約締結の強要	の機 強要 紙・ 図書 等物 品購 入	強 要 機 関 紙 等 へ の 広 告 掲 載 の	名 簿 の 購 入 の 強 要	強 講 演 会 ・ 研 修 会 へ の 参 加	謝 罪 文 の 強 要	下 請 へ の 参 加 強 要	職 員 へ の 採 用 強 要	そ の 他
建設業	321	-	12	-	2	2	1	2	161	7	2	81	-	24	-	29
製造業	100.0	-	3.7	-	0.6	0.6	0.3	0.6	50.2	2.2	0.6	25.2	-	7.5	-	9.0
	48	1	2	-	4	4	-	32	1	1	5	2	-	1	-	-
卸売業	100.0	2.1	4.2	-	8.3	8.3	-	66.7	2.1	10.4	4.2	-	-	2.1	-	-
	14	-	2	-	-	-	-	10	-	2	-	-	-	-	-	-
小売業	100.0	-	14.3	-	-	-	-	71.4	-	14.3	-	-	-	-	-	-
	27	-	3	-	-	-	-	20	2	-	-	-	-	-	-	-
銀行業	100.0	-	11.1	-	-	-	-	74.1	7.4	7.4	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
農業協同組合	100.0	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	66.7
	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
信用金庫・信用組合	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	15	-	2	-	1	1	-	11	-	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	-	13.3	-	6.7	6.7	-	73.3	-	-	-	-	-	-	-	6.7
マスコミ業	7	-	14.3	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	-	14.3	-	-	-	-	85.7	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全体	437	-	22	-	7	7	2	242	10	11	83	-	24	1	32	
	100.0	-	5.0	-	1.6	1.6	0.5	55.4	2.3	2.5	19.0	-	5.5	0.2	7.3	
前回調査全体	849	47	102	10	21	21	3	494	49	15	15	3	37	-	45	
	100.0	5.5	12.0	1.2	2.5	2.5	0.4	58.2	5.8	1.8	1.8	0.4	4.4	-	5.3	

(注) 本表は、各社への不当な要求の総数である。

要求の口実（業種別）（複数回答）

	（上段：件数・下段：構成比）											
	全 体	一 方 的 に 差 別 で あ る と 決 め つ け る	難 し い 言 い が か り 、 無 理	事 務 上 の ミ ス	社 員 の 不 適 切 な 言 動	研 究 と 問 題 の 不 足 の 知 識 （ 認 識 、 修 ）	工 事 に 対 す る 苦 情	交 通 事 故 の 責 任	商 品 に 対 す る 苦 情	無 断 に 送 付 す る 機 関 レ ー 紙 等 の 処 理	そ の 他	無 回 答
建設業	120 100.0	12 10.0	28 23.3	2 1.7	1 0.8	56 46.7	6 5.0	-	-	4 3.3	17 14.2	16 13.3
製造業	35 100.0	4 11.4	10 28.6	-	2 5.7	9 25.7	-	-	-	4 11.4	6 17.1	4 11.4
卸売業	12 100.0	2 16.7	5 41.7	8.3	-	3 25.0	-	-	-	2 16.7	1 8.3	2 16.7
小売業	14 100.0	1 7.1	4 28.6	7.1	1 7.1	6 42.9	-	-	-	2 14.3	2 14.3	1 7.1
銀行業	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-
農業協同組合	3 100.0	-	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3
信用金庫・信用組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	13 100.0	-	3 23.1	-	-	2 15.4	-	-	-	1 7.7	5 38.5	2 15.4
マスコミ業	5 100.0	-	1 20.0	-	-	3 60.0	-	-	-	-	-	1 20.0
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全 体	204 100.0	19 9.3	53 26.0	4 2.0	5 2.5	80 39.2	6 2.9	-	-	11 5.4	31 15.2	27 13.2

（注） 本表は、各社への不当な要求の代表例（1例）の手口で、複数回答であるので、構成比（各要求の手口を受けた事業所数で除したもの）の合計が100を超えている。

付表 6

要求に対する拒否・応諾（業種別）

	全 体	拒否した			応じた			現 在 対 応 に つ い て 検 討 中	無 回 答
		小 計	一 部 応 じ た	全 部 応 じ た	小 計	一 部 応 じ た	全 部 応 じ た		
建設業	120 100.0	98 81.7	14 11.7	12 10.0	2 1.7	-	-	8 6.7	
製造業	35 100.0	26 74.3	7 20.0	5 14.3	2 5.7	-	-	2 5.7	
卸売業	12 100.0	7 58.3	4 33.3	2 16.7	2 16.7	-	-	1 8.3	
小売業	14 100.0	12 85.7	1 7.1	1 7.1	-	-	-	1 7.1	
銀行業	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	-	
農業協同組合	3 100.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	-	-	-	-	
信用金庫・信用組合	-	-	-	-	-	-	-	-	
生命保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	
損害保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	
運輸通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	
サービス業	13 100.0	11 84.6	1 7.7	1 7.7	-	-	-	1 7.7	
マスコミ業	5 100.0	4 80.0	-	-	-	-	-	1 20.0	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	
全 体	204 100.0	161 78.9	29 14.2	23 11.3	6 2.9	-	-	14 6.9	
前回調査 全 体	482 100.0	406 84.2	65 13.5	46 9.5	19 3.9	1 0.2	1 0.2	29 6.0	

(注) 本表は、各社への不当な要求の代表例（1例）の対応である。

付表 7

要求に対する拒否・応諾（地域別）

	全 体	拒否した			応じた			現 在 対 応 に つ い て 検 討 中	無 回 答
		小 計	一 部 応 じ た	全 部 応 じ た	小 計	一 部 応 じ た	全 部 応 じ た		
札幌ブロック	8 100.0	7 87.5	1 12.5	1 12.5	-	-	-	-	
仙台ブロック	24 100.0	19 79.2	4 16.7	4 16.7	-	-	-	1 4.2	
東京ブロック	52 100.0	40 76.9	8 15.4	6 11.5	2 3.8	-	-	4 7.7	
名古屋ブロック	29 100.0	19 65.5	8 27.6	7 24.1	1 3.4	-	-	2 6.9	
大阪ブロック	24 100.0	21 87.5	1 4.2	1 4.2	-	-	-	2 8.3	
広島ブロック	21 100.0	18 85.7	2 9.5	2 9.5	-	-	-	1 4.8	
高松ブロック	8 100.0	4 50.0	2 25.0	2 25.0	-	-	-	2 25.0	
福岡ブロック	37 100.0	32 86.5	3 8.1	2 5.4	1 2.7	-	-	2 5.4	
無回答	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-	-	
全 体	204 100.0	161 78.9	29 14.2	23 11.3	6 2.9	-	-	14 6.9	

(注) 本表は、各社への不当な要求の代表例（1例）の対応である。

えせ同和行為対応の手引

平成 2 2 年 1 月
法務省人権擁護局

以下は上記資料の抜粋です。完全版は法務省人権擁護局のウェブページ
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken86.html>からダウンロードできます。

えせ同和行為対応の手引

基本的注意事項

1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにある。応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題への取組等の名目で行われても結論は同じである。

2 こわいものという意識を捨てること

同和問題の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってもはや同和問題を論じる資格はないというべきである。その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、恐れる必要のないものである。

3 初期の対応

最初から一貫して、き然とした態度で対応する。最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはならない。

4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると、更につけ込まれる。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となる。例えば、えせ同和行為者は、刑事事件となることを怖がって、具体的な金銭の要求をせず、「誠意をみせろ。」「善処しろ。」などと攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはならない。

5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずない。仮に、暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続きをとるべきである。

6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対し、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、法務局の処理に委ねたい。」と伝える。その後速やかに法務局に相談して態勢を整える。

7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための正当な手続によるべきである。相手の指摘する内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償等を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要する。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしてはならない。事務上の過誤等の処理は、法律に従った正しい手続によって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求は、断固として拒否すべきである。

8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきである。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長が個人的に又は支店限りで、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的な又は支店限りの対応の不備等を口実にして本店に対し、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり、本店に指示を求めるなどして、組織全体として対応すべきである。

9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとすることが多い。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じるなどして、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口にだまされないようにしなければならない。

10 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察、弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題を口実にする不当な要求を受けたときは、法務局に相談する（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。

11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいる。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施している。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処する。

- (1) 警察本部（刑事部暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センターに速やかに連絡を取り、対応等について助言を受ける（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報する。

12 弁護士への相談

- (1) 日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいる。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けている（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) えせ同和行為は、かなり知能犯的である場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼する。
- (3) なお、民事上の手続として、以下のものが挙げられる。これらの手続について、弁護士と相談することも有益である。

ア 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。内容証明郵便には、次のような事項を記載することが考えられる。

- ① 相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪等を構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。
- ② 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所あてにされたいこと。
- ③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。

イ 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申立を裁判所に対して行う。

※ 仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果が期待できる。

ウ 債務不存在確認の訴えの提起等

些細な誤りにつけこみ損害賠償を求めてくる場合には、相手に対して訴訟を提起するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

具体的対応の要点

- 1 面談する場所は、自分の管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とする。
呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。
- 2 対応は、担当者が行い、幹部を出さない。
- 3 対応は、必ず2名以上で行う。
場合により、弁護士に交渉を委ねたり、弁護士を立ち合わせたり、又は弁護士、警察官に待機してもらするなどする。
- 4 相手方を確認する。
相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実の確認をする。
- 5 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとる。
相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するため。」と言う。
関連していると思われる無言電話も、その時間、状況等を記録しておく。
- 6 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておく。
- 7 言動には特に注意する。
 - (1) おびえず、あわてず、ゆっくりと応対し、無礼な態度を見せないよう注意する。
相手方の挑発にのってはならない。まして、相手方を挑発してはならない。
 - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞお引き取りください」などと明確に答え、「検討する。」とか「考えてみる。」など、相手方に期待を抱かせる発言をしてはならない。
 - (3) 当初の段階で「申し訳ありません。」「すみません。」など、自らの非を認める発言をしてはいけない。
 - (4) 相手方が念を押したときは、「はい。」「いいえ。」で答えず、自らの主張を繰り返す。
 - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。
- 8 相手方の要求に即答、約束をしない。
「一筆書け。」と言われても書く必要はないし、書いてはならない。いかなる場合でも署名、押印をしない。
- 9 特別の事情がない限り、自ら相手方に電話をしない。その約束もしない。

都道府県警察本部連絡先一覧表

都道府県	住 所	電話番号
北海道警察本部	060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110
青森県警察本部	030-0801 青森市新町2-3-1	017-723-4211
岩手県警察本部	020-8540 盛岡市内丸8番10号	019-653-0110
宮城県警察本部	980-8410 仙台市青葉区本町三丁目8-1	022-221-7171
秋田県警察本部	010-0951 秋田市山王四丁目1-5	018-863-1111
山形県警察本部	990-8577 山形市松波2-8-1	023-626-0110
福島県警察本部	960-8686 福島市杉妻町2番16号	024-522-2151
警 視 庁	100-8929 千代田区霞が関2丁目1番1号	03-3581-4321
茨城県警察本部	310-8550 水戸市笠原町978番6	029-301-0110
栃木県警察本部	320-8510 宇都宮市埜田1-1-20	028-621-0110
群馬県警察本部	371-8580 前橋市大手町一丁目1番1号	027-243-0110
埼玉県警察本部	330-8533 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-832-0110
千葉県警察本部	260-8668 千葉市中央区長洲1丁目9番1号	043-201-0110
神奈川県警察本部	231-0002 横浜市中区海岸通2丁目4番	045-211-1212
新潟県警察本部	950-8553 新潟市中央区新光町4-1	025-285-0110
山梨県警察本部	400-8586 甲府市丸の内1丁目6番1号	055-221-0110
長野県警察本部	380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2	026-233-0110
静岡県警察本部	420-8610 静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110
富山県警察本部	930-8570 富山市新総曲輪1番7号	076-441-2211
石川県警察本部	920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-0110
福井県警察本部	910-8515 福井市大手3丁目17番1号	0776-22-2880
岐阜県警察本部	500-8501 岐阜市藪田南2-1-1	058-271-2424
愛知県警察本部	460-8502 名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-1611
三重県警察本部	514-8514 津市栄町1-100	059-222-0110
滋賀県警察本部	520-8501 大津市打出浜1番10号	077-522-1231
京都府警察本部	602-8550 京都市上京区下立売通金座東入藪ノ内町85-3・85-4合地	075-451-9111
大阪府警察本部	540-8540 大阪市中央区大手前三丁目1番11号	06-6943-1234
兵庫県警察本部	650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4-1	078-341-7441
奈良県警察本部	630-8578 奈良市登大路町80番地	0742-23-0110
和歌山県警察本部	640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番1	073-423-0110
鳥取県警察本部	680-8520 鳥取市東町1丁目271番地	0857-23-0110
島根県警察本部	690-8510 松江市殿町8-1	0852-26-0110
岡山県警察本部	700-0824 岡山市北区内山下2丁目4番6号	086-234-0110
広島県警察本部	730-8507 広島市中区基町9-42	082-228-0110
山口県警察本部	753-8504 山口市滝町1-1	083-933-0110
徳島県警察本部	770-8510 徳島市万代町2丁目5番地1	088-622-3101
香川県警察本部	760-8579 高松市番町四丁目1番10号	087-833-0110
愛媛県警察本部	790-8573 松山市南堀端町2番地2	089-934-0110
高知県警察本部	780-8544 高知市丸ノ内2丁目4-30	088-826-0110
福岡県警察本部	812-8576 福岡市博多区東公園7-7	092-641-4141
佐賀県警察本部	840-8540 佐賀市松原1丁目1番16号	0952-24-1111
長崎県警察本部	850-8548 長崎市方才町4-8	095-820-0110
熊本県警察本部	862-8610 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-381-0110
大分県警察本部	870-8502 大分市大手町3丁目1-1	097-536-2131
宮崎県警察本部	880-8509 宮崎市旭1丁目8番28号	0985-31-0110
鹿児島県警察本部	890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号	099-206-0110
沖縄県警察本部	900-0021 那覇市泉崎1-2-2	098-862-0110

暴力追放運動推進センター連絡先一覧表

法人組織名称	住 所	電話番号
(公財) 北海道暴力追放センター	060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 道庁緑苑ビル庁舎内	011-271-5982
(公財) 青森県暴力追放県民センター	030-0801 青森市新町2-2-7 青銀新町ビル内	017-723-8930
(公財) 岩手県暴力団追放推進センター	020-0022 盛岡市大通り1-2-1 県産業会館内	019-624-8930
(公財) 宮城県暴力団追放推進センター	980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館内	022-215-5050
(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議	010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-824-8989
(公財) 山形県暴力追放運動推進センター	990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 村山総合庁舎内	023-633-8930
(公財) 福島県暴力追放運動推進センター	960-8115 福島市山下町5-28 県警察山下庁舎内	024-533-8930
(公財) 茨城県暴力追放推進センター	310-0011 水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎内	029-228-0893
(公財) 栃木県暴力追放県民センター	320-0033 宇都宮市本町12-11 栃木会館地下内	028-627-2600
(公財) 群馬県暴力追放運動推進センター	371-0836 前橋市江田町448-11 県警察本部江田町庁舎内	027-254-1100
(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎内	048-834-2140
(公財) 千葉県暴力団追放県民会議	260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内	043-254-8930
(公財) 暴力団追放運動推進都民センター	101-0047 千代田区内神田1-1-5	03-3291-8930
(公財) 神奈川県暴力追放推進センター	231-8403 横浜市中区海岸通2-4 県警本部庁舎内	045-201-8930
(公財) 新潟県暴力追放運動推進センター	950-0961 新潟市中央区東出来島11-16 (株)新潟県自動車会館内	025-281-8930
(公財) 山梨県暴力追放運動推進センター	400-0031 甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館内	055-227-5420
(公財) 長野県暴力追放県民センター	380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎内	026-235-2140
(公財) 静岡県暴力追放運動推進センター	422-8067 静岡市駿河区南町11-1 静銀・中京銀静岡駅南ビル内	054-283-8930
(公財) 富山県暴力追放運動推進センター	930-0005 富山市新桜町3-2	076-431-8930
(公財) 石川県暴力追放運動推進センター	921-8105 金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎内	076-247-8930
(公財) 福井県暴力追放センター	910-0004 福井市宝永3-8-1 県警察本部葵分庁舎内	0776-28-1700
(公財) 岐阜県暴力追放推進センター	500-8384 岐阜市藪田南5-14-1	058-277-1613
(公財) 暴力追放愛知県民会議	466-0054 名古屋市昭和区円上町26-15 愛知県高辻ビル内	052-883-3110
(公財) 暴力追放三重県民センター	514-0004 津市栄町3-222 ソシアビル内	059-229-2140
(公財) 滋賀県暴力団追放推進センター	520-8501 大津市打出浜1-10 県警本部北棟内	077-525-8930
(公財) 京都府暴力追放運動推進センター	602-8027 京都市上京区下立売通衣棚西入東立売町199-6	075-451-8930
(公財) 大阪府暴力追放推進センター	540-0012 大阪市中央区谷町2-3-1 ターネンビルNo. 2内	06-6946-8930
(公財) 暴力団追放兵庫県民センター	650-8510 神戸市中央区下山手通5-4-1 県警本部庁舎内	078-362-8930
(公財) 奈良県暴力団追放県民センター	630-8131 奈良市大森町57-3 奈良県農協会館内	0742-24-8374
(公財) 和歌山県暴力追放県民センター	640-8102 和歌山市南雑賀町64番地	073-422-8930
(公財) 鳥取県暴力追放センター	680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取商工会議所内	0857-21-6413
(公財) 島根県暴力追放県民センター	690-0887 松江市殿町2番地 県庁第二分庁舎内	0852-21-8938
(公財) 岡山県暴力追放運動推進センター	700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル内	086-233-2140
(公財) 暴力追放広島県民会議	730-0011 広島市中区基町10番52号 県庁南館内	082-228-5050
(公財) 山口県暴力追放運動推進センター	753-0072 山口市大手町2-40 県警本部別館内	083-923-8930
(公財) 徳島県暴力追放県民センター	770-8053 徳島市沖浜東2-12-1	088-656-0110
(公財) 香川県暴力追放運動推進センター	760-0026 高松市磨屋町5-9 プラタ59ビル内	087-837-8889
(公財) 愛媛県暴力追放推進センター	790-0808 松山市若草町7-1 県警第二庁舎内	089-932-8930
(公財) 暴力追放高知県民センター	780-0870 高知市本町2-3-31 L Sビル3階	088-871-0002
(公財) 福岡県暴力追放運動推進センター	812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 県吉塚合同庁舎内	092-651-8938
(公財) 佐賀県暴力追放運動推進センター	840-0831 佐賀市松原1-1-1 県警本部別館内	0952-23-9110
(公財) 長崎県暴力追放運動推進センター	850-0033 長崎市万才町5-24 ヒルサイド5ビル内	095-825-0893
(公財) 熊本県暴力追放運動推進センター	862-0950 熊本市中央区水前寺6-35-4	096-382-0333
(公財) 暴力追放大分県民会議	870-0046 大分市荷揚町5-36 県警察本部庁舎別館内	097-538-4704
(公財) 宮崎県暴力追放センター	880-0804 宮崎市宮田町13番16号 県庁10号館内	0985-31-0893
(公財) 鹿児島県暴力追放運動推進センター	892-0838 鹿児島市新屋敷町16-301 県公社ビル内	099-224-8601
(公財) 暴力団追放沖縄県民会議	900-0029 那覇市旭町7番地 サザンプラザ海邦内	098-868-0893

えせ同和行為対策関係機関連絡会に参加している弁護士会連絡先一覧表

弁護士会名	住 所	電話番号
東京弁護士会	100-0013 千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2201
第一東京弁護士会	100-0013 千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8585
第二東京弁護士会	100-0013 千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2255
横浜弁護士会	231-0021 横浜市中区日本大通9	045-201-1881
埼玉弁護士会	330-0063 さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255
千葉県弁護士会	260-0013 千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431
茨城県弁護士会	310-0062 水戸市大町2-2-75	029-221-3501
栃木県弁護士会	320-0036 宇都宮市小幡2-7-13	028-622-2008
群馬県弁護士会	371-0026 前橋市大手町3-6-6	027-233-4804
静岡県弁護士会	420-0853 静岡市葵区追手町10-80	054-252-0008
山梨県弁護士会	400-0032 甲府市中央1-8-7	055-235-7202
長野県弁護士会	380-0872 長野市妻科432	026-232-2104
新潟県弁護士会	951-8126 新潟市中央区学校町通一番町1	025-222-5533
大阪弁護士会	530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251
京都弁護士会	604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2335
兵庫県弁護士会	650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3	078-341-7061
奈良県弁護士会	630-8237 奈良市中筋町22番地の1	0742-22-2035
滋賀県弁護士会	520-0051 大津市梅林1-3-3	077-522-2013
和歌山県弁護士会	640-8144 和歌山市四番丁5番地	073-422-4580
愛知県弁護士会	460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651
三重県弁護士会	514-0032 津市中央3-23	059-228-2232
岐阜県弁護士会	500-8811 岐阜市端詰町22	058-265-0020
福井県弁護士会	910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	0776-23-5255
金沢県弁護士会	920-0912 金沢市大手町15-15 3階	076-221-0242
富山県弁護士会	930-0076 富山市長柄町3-4-1	076-421-4811
広島県弁護士会	730-0012 広島市中区上八丁堀2-66	082-228-0230
山口県弁護士会	753-0045 山口市黄金町2-15	083-922-0087
岡山県弁護士会	700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号	086-223-4401
鳥取県弁護士会	680-0011 鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912
島根県弁護士会	690-0886 松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225
福岡県弁護士会	810-0043 福岡市中央区城内1-1	092-741-6416
佐賀県弁護士会	840-0833 佐賀市中の小路7-19	0952-24-3411
長崎県弁護士会	850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903
大分県弁護士会	870-0047 大分市中島西1-3-14	097-536-1458
熊本県弁護士会	860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913
鹿児島県弁護士会	892-0815 鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
宮崎県弁護士会	880-0803 宮崎市旭1-8-28	0985-22-2466
沖縄県弁護士会	900-0014 那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737
仙台県弁護士会	980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001
福島県弁護士会	960-8115 福島市山下町4-24	024-534-2334
山形県弁護士会	990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234
岩手県弁護士会	020-0022 盛岡市大通1-2-1 サンビル2階	019-651-5095
秋田県弁護士会	010-0951 秋田市山王6-2-7	018-862-3770
青森県弁護士会	030-0861 青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5階	017-777-7285
札幌県弁護士会	060-0001 札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館	011-281-2428
函館県弁護士会	040-0031 函館市上新川町1-3	0138-41-0232
旭川県弁護士会	070-0901 旭川市花咲町4	0166-51-9527
釧路県弁護士会	085-0824 釧路市柏木町4番3号	0154-41-0214
香川県弁護士会	760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693
徳島県弁護士会	770-0855 徳島市新蔵町1-31	088-652-5768
高知県弁護士会	780-0928 高知市越前町1-5-7	088-872-0324
愛媛県弁護士会	790-0003 松山市三番町4丁目8番地8	089-941-6279

えせ同和行為対策関係機関連絡会事務局連絡先一覧表

名称	住所	電話番号
札幌法務局	060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局	040-8533 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局	078-8502 旭川市宮前通東4155-31 旭川合同庁舎	0166-38-1114
釧路地方法務局	085-8522 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台法務局	980-8601 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局	960-0103 福島市本内南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局	990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局	020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	010-0951 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局	030-8511 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
東京法務局	102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-5213-1367
横浜地方法務局	231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局	310-0011 水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館	029-227-9919
宇都宮地方法務局	320-8515 宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	028-623-0925
前橋地方法務局	371-8535 前橋市大手町2-10-5 前橋合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局	420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局	400-8520 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局	380-0846 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026-235-6634
新潟地方法務局	951-8504 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局	460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局	514-8503 津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局	500-8729 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局	910-8504 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局	921-8505 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局	930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-6376
大阪法務局	540-8544 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	075-231-0131
神戸地方法務局	650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821
奈良地方法務局	630-8305 奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局	520-8516 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	640-8552 和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
広島法務局	730-8536 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館	082-228-5790
山口地方法務局	753-8577 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-2295
岡山地方法務局	700-8616 岡山市北区南方1-3-58	086-224-5761
鳥取地方法務局	680-0011 鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局	690-0886 松江市母衣町50 松江法務合同庁舎	0852-32-4260
高松法務局	761-8077 高松市出作町585-4	087-815-5311
徳島地方法務局	770-8512 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局	780-8509 高知市栄町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局	790-8505 松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局	814-0005 福岡市早良区祖原14-15 福岡法務局西新出張所庁舎5階	092-832-4311
佐賀地方法務局	840-0041 佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局	850-8507 長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局	870-8513 大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3368
熊本地方法務局	862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局	890-8518 鹿児島市鴨池新町1-2	099-259-0680
宮崎地方法務局	880-8513 宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局	900-8544 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215

※ えせ同和行為でお困りの方は、お近くの法務局人権擁護部（課）に御相談ください。